

# 平成27年度予算見積調書

課室名：国保医療課  
 担当名：福祉医療・後期高齢者医療担当  
 内線：3364 (単位：千円)

番号	事業名			会計	款	項	目	説明事業	
B16	重度心身障害者医療対策助成費			一般会計	民生費	社会福祉費	障害者福祉費	重度心身障害者医療対策助成費	
事業期間	昭和50年度～	根拠法令	重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱 重度心身障害者医療費支給事業実施補助金交付要綱	戦略項目		03	医療の安心		
				分野施策		020203	障害者の自立・生活支援		
<p>1 事業概要</p> <p>経済的基盤の弱い重度心身障害者やその家族にとって医療費の負担は経済的・精神的に大きな負担となっている。</p> <p>このため、重度心身障害者や家族の負担を軽減することにより生活の安定と自立を支援し、重度心身障害者の福祉の増進を図るため、重度心身障害者に係る医療費（各種医療保険の負担割合に応じた自己負担金の一部）を助成する市町村に対して補助金を交付する。</p> <p>また、重度心身障害者医療費支給制度について円滑な運営を図るため、医師会等に補助金を交付する。</p> <p>(1) 市町村事業費補助 8,107,466千円                      (2) 医師会等事務費補助 2,976千円</p>				<p>5 事業説明</p> <p>(1) 事業内容</p> <p>対象者： 身体障害者手帳1～3級の所持者、療育手帳マルA・A・Bの所持者、精神障害者手帳1級の所持者、後期高齢者医療制度の障害認定者                      平成27年1月1日以降に65歳以上で新たに重度心身障害者となった者は対象外</p> <p>所得制限：なし                      対象者の自己負担金：なし</p> <p>ア 市町村事業費補助 8,107,466千円                      各市町村が対象者に支給した医療費助成金に対して、重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱により補助金を交付する。</p> <p>イ 医師会等事務費補助 2,976千円                      保険医療機関等が重度心身障害者医療費支給事業のために発行した証明書等の件数に応じ、重度心身障害者医療費支給事業実施補助金交付要綱により埼玉県医師会、埼玉県歯科医師会、埼玉県薬剤師会に対して補助金を交付する。</p>					
<p>2 事業主体及び負担区分</p> <p>実施主体：市町村 負担率：</p> <p>財政力指数1以下 (県1/2) 市町村1/2                      財政力指数1超1.1未満 (県5/12) 市町村7/12                      財政力指数1.1以上及び政令市 (県1/3) 市町村2/3</p>				<p>(2) 事業計画</p> <p>ア 財政力指数が1を超え1.1未満の市町村数                      (平成26年度 1町 平成27年度 1町)                      イ 財政力指数が1.1以上の市町村数                      (平成26年度 1市 平成27年度 1市)                      ウ さいたま市の補助率                      (平成26年度 1/3 平成27年度 1/3)</p>					
<p>3 地方財政措置の状況</p> <p>なし</p>				<p>(3) 事業効果</p> <p>重度心身障害者及びその家族の経済的負担が軽減され、生活の安定と自立に寄与する。</p>					
<p>4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員</p> <p>9,500千円×1人=9,500千円</p>				<p>(4) 前年度からの変更点</p> <p>なし</p>					
				財 源 内 訳					
予算額								一般財源	前年との対比
決定額	8,110,442							8,110,442	198,211
前年額	7,912,231							7,912,231	